

Due Diligence Report

2026.3.31 相田化学工業株式会社

1.企業情報

会社名：相田化学工業株式会社

CID 番号：CID000019

会社所在地：東京都府中市南町 6-15-13

処理した 3TG 原料：Au

対象期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

2.RMAP 評価サマリー

RMAP の最終評価日：2025 年 5 月 22 日

評価対象期間：2024 年 5 月 1 日～2025 年 4 月 30 日

評価企業：SCS グローバルサービス

3.サプライチェーンに関する企業方針

当社は、直接的か間接的かを問わず、高リスク地域および紛争地域における武装グループの支援や資金源となること、金融的な腐敗行為、および重大な人権侵害をもたらす可能性のある紛争鉱物の使用を回避する目的で、サプライチェーン方針を定めました。本方針は、OECD ガイダンス付属書Ⅱの「モデルサプライチェーン方針」に記載された基準に合致しています。本方針は、その実施に向けた支援を確約する上級管理職によって、レビューおよび承認を受けています。また、本方針は関係するステークホルダー（サプライヤー、顧客、従業員等）に対して広く公開されているほか、当社ウェブサイト (<https://aidachemical.com/materials/>) から入手可能です。2025 年 12 月 26 日に調達方針を改定しました。

4.管理システム

4-1 管理構造

当社では、「責任ある原料調達方針」を実践するためのマネジメントシステムを構築すると共に、「サプライチェーン・デューデリジェンスマニュアル」、「サプライチェーン・デューデリジェンス実施規程」等を構築しており、これらを網羅しシステム全体の責任者として上級管理職を選任しています。内部管理システムは、制定された方針に基づいて、サプライチェーン・デューデリジェンス委員会（以下 SCDDC）が管理し、役割と責任、モニタリング、コミュニケーション、レビューを定義しています。

会社の最高意思決定機関である SCDDC は、サプライチェーン・デューデリジェンスに関する権限と説明責任を含め、会社の事業運営に関する権限を相田化学工業株式会社取締役会から委任されています。

SCDDC 委員会のメンバーは、過去に当社の責任ある調達活動の監督を担当したことにより、責任ある調達に関する経験を積んでいます。

責任ある調達に 10 年以上の経験を持つ上級管理職は、相田化学工業株式会社の Au 部門統括責任者であり、プロセスを管理し、会社の取締役会委員会に直接報告します。

デューデリジェンス・プロセスを支援・監視するために必要なリソースとスキルは十分に確保されています。

内部監査は年 1 回実施され、金地金の調達に携わるスタッフが規則に従って適切に職務を遂行しているかどうかを評価し、発見された逸脱については是正措置が実施されるようにしています。報告期間中に重大な逸脱はありませんでした。

2023 年度より、サプライヤーが事業を展開する国の環境、健康、安全、労働規制、および当社の ESG ポリシーに準拠しているかを確認しています。

デューデリジェンスマニュアルに従い、作業に従事する当社従業員には、年 1 回以上教育訓練を実施し、周知徹底しております。最近の教育訓練は 2026 年 3 月に行いました。該当する当社従業員は、基本方針のもと、「サプライチェーン・デューデリジェンスマニュアル」、「サプライチェーン・デューデリジェンス実施規程」を遵守し、サプライチェーン・デューデリジェンスのために編制した組織を中心に関連組織と連携し責任を果たします。懸念材料があれば、上級管理職、コンプライアンス責任者、原料購買責任者、原料管理責任者に報告し対処します。

金を含有する材料は当社搬入時に検査し、個々に識別番号を付けて登録して管理されます。この記録は 5 年間保管されいつでも照会することが出来ます。

高リスク地域の特定方法は RMI グローバルリスクマップを用いて評価ソースの閾値の見直しを行い値の更新をしました。

4-2 社内の管理システム

当社では金を供給する予定の取引先毎にサプライチェーン・デューデリジェンスを実施しています。公的機関発行の書類で事業の合法性を検証し、事業やサプライチェーンに関連するリスクがあるかどうかを判断します。国際的な制裁リストに企業の受益者が記載されていないかも確認しています。さらに、国内では取引先に訪問してデューデリジェンスを行い、「高リスク」であるかの判断をしています。その後、コンプライアンス責任者は KYC の結果を基に取引のレビューを行いサプライチェーン、材料の種類、重量、品質、および文書の完全性を確認します。高リスクが特定された場合、コンプライアンス責任者は、上級管理職に、危険信号または不一致を報告します。上級管理職は追加のデューデリジェンスを指示しサプライチェーンのリスクを特定します。コンプライアンス責任者は特定されたリスクに対して適切なリスク緩和策・管理計画を策定し、上級管理職に提示します。その後、継続的に軽減活動の監視を行います。リスク軽減を実行できない、または認められない場合はサプライヤーとの契約を解除します。軽減の取り組みを行う間の取引を一時停止する場合があります。計画に従って対処されていることを確認しリスクが十分なレベルまで軽減された場合は取引を継続します。評価対象期間中に緩和策・管理計画を策定する必要がある取引はありませんでした。

海外のサプライヤーと取引する際はデューデリジェンス調査と同じタイミングで材料の原産地と輸送に関連する危険信号を確認します。

材料の受領時には調査内容と材料の整合性を確認して材料関連のリスクと危険信号の特定を行います。

関係当事者からの苦情処理、および情報伝達は、当社ウェブサイト

[\(https://aidachemical.com/contact/report/\)](https://aidachemical.com/contact/report/) から問い合わせることができます。

関係機関が報告を受け付け、事実関係を調査します。調査の結果、是正措置が必要と判断した場合は、速やかに対応します。

報告者が、報告自体を理由として不利益な取り扱いを受けることはありません。

評価対象期間中に苦情はありませんでした。

4-3 記録保持システム

当社では、「金のサプライチェーン・デュー・デリジェンスマニュアル」及び「金原料のサプライチェーン・デューデリジェンス実施規程」に関わるすべての文書・記録を文書毎に保管期間を定め適切に保管・管理しています。

5. リスクの特定

取引を始める前にサプライヤーのデューデリジェンスを行い原料の種類、原産地、材料の通過ルート、サプライヤーまたは受益者の場所について確認します。サプライヤーデューデリジェンスを通じて取得した情報を使用してすべての国を特定しマッピングを行います。特定された全ての国を「紛争地域及び高リスク地域の確認シート」を用いて識別し、取引の都度リスクを評価します。新規の取引先で閾値に該当するものがある場合は追加のデューデリジェンス調査も行います。既存の取引先の場合はこれまで取引のあった原料の種類、重量、品質、原産地等でない場合は追加のデューデリジェンス調査を行います。

当社では、以下の情報ソースに基づき、人権侵害、政治腐敗、解放戦争、反乱、内戦等の武力による紛争、広範にわたる暴力もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの高い国・地域を特定します。下記情報ソースの閾値は RMI のグローバルリスクマップを用いて値を決定しています。

- (1) Dodd-Frank Act of the United States (DFA 1502)
- (2) EU indicative CAHRAs list (EU2017/821)
- (3) 米国、英国、EU、国連及び取引国のサンクションリスト
- (4) Heidelberg Conflict Barometer
- (5) UNITED NATIONS DEVELOPMENT PROGRAMME
- (6) Transparency International
- (7) Fragile States Index
- (8) FATF (Financial Action Task Force on Money Laundering)
- (9) UN Human Rights Office
- (10) Global Anti-Money Laundering Research Tool

海外のサプライヤーと取引する際はデューデリジェンス調査と同じタイミングで高リスク地域であるかの確認を実施し、サプライチェーンにおけるリスク評価をします。調査の結果はコンプライアンス責任者及び上級管理職に報告を行います。上級管理職は取引の可否を判定します。リスクが特定された場合は追加のデューデリジェンス調査を行います。判定結果はコンプライアンス責任者及び上級管理職に報告を行います。上級管理職は取引の可否を判定します。

コンプライアンス責任者は、すべての一次材料の原産地やトランジットルートなどの、すべてのサプライヤーの取引相手方周知（**Know Your Counterparty=KYC**）を通じて取得した情報を使用してサプライチェーンのリスクを特定します。特定されたリスクに対して適切なリスク緩和策・管理計画を策定し、上級管理職に提示します。リスク軽減及び管理計画に関する進捗報告と更新は、3 ヶ月ごとに行われます。継続的にリスク監視を行い、リスク軽減の取り組みの有効性を評価し、緩和が必要なリスクについて、または状況の変化後に必要に応じて、事実とリスクについての追加の評価を行います。評価対象期間中に緩和策・管理計画を策定する必要がある取引はありませんでした。

リスクの評価

報告年度中の金含有材料の取引について、高リスクサプライチェーンに該当する取引はありませんでした。

以上